

孤独・孤立対策の重点計画の改定案に関する意見募集について

長引くコロナ禍の影響により孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となる中、昨年2月より政府一体となって孤独・孤立対策を推進しています。

「孤独・孤立対策の重点計画」（令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定）では、「毎年度を基本としつつ必要に応じて、本重点計画全般の見直しの検討を行う」とされており、今年度は、年内を目途に重点計画の改定を行うことを念頭に、「孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議」における審議等を行いながら検討を進めています。

この度、現在検討中である重点計画の改定案について、広く国民の皆様から御意見をいただくため、意見募集を実施いたします。

1. 意見募集対象

「孤独・孤立対策の重点計画の改定案」

※当該資料は、令和3年に行った孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果等及び有識者会議における議論を踏まえて、重点計画の一部について改定を行う案です。（赤字が改定を行う箇所です。）

2. 意見提出期限

令和4年12月15日（木）18時まで

※郵送の場合は同日必着とします。

※e-Govを利用する場合、期限後に提出された意見は、意見公募手続による意見としては受け付けいたしかねます。

3. 意見提出方法

（1）御意見は、以下の内容を明記の上、日本語により作成してください。

○件名（必ず「意見募集：孤独・孤立対策の重点計画の改定案に関する意見」と記載してください。）

○氏名／団体名（団体の場合は代表者の氏名も記載してください。）

○職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学する学校段階を記載してください。）

○住所

○連絡先（電話番号、電子メールアドレスなど）

○御意見

※意見募集対象の内容のうち、どの部分への御意見なのかが分かるよう、御意見の冒頭には、下記の枠内の項目番号を用いて、ページ番号と併せて、例のように記載してください。

例： 1.（1）、〇〇ページについて

※1件の電子メール、ファックス、郵便で、複数の項目について御意見を記載してもかまいません。項目の特定が困難な御意見である場合は、御意見の冒頭に「その他意見」と記載してください。

1. 孤独・孤立対策の現状

（1）我が国における孤独・孤立に関する状況

（2）政府の取組

2. 孤独・孤立対策の基本理念

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応
 - (2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進
 - (3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進
3. 孤独・孤立対策の基本方針
- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
 - (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
 - (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
 - (4) 孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する
4. 孤独・孤立対策の施策の推進
- (参考) 孤独・孤立対策に関するこれまでの政府の主な取組

(2) 御意見は、e-Gov の意見提出フォーム、電子メール、ファックス又は郵送の方法で御提出ください。(電話による御意見の受付はいたしかねますので、御了承ください。)

《e-Gov の場合》

電子政府の総合窓口 (e-Gov) のパブリックコメントの該当案件ページにある、「意見提出フォーム」から御提出ください。なお、e-Gov の意見提出フォームに入力できる文字数は 2000 字までとなっておりますので、御了承ください。

《ファックスの場合》

送付先ファックス番号：03-3592-1112

内閣官房孤独・孤立対策担当室 宛

《郵送の場合》

送付先住所：〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房孤独・孤立対策担当室 宛

・封書に朱書きで「パブリックコメント」と御記入ください。

4. 留意事項

- ・いただいた御意見については、個人が特定されない形で公表される場合があります。
- ・氏名、連絡先については、御意見の内容に不明な点があった場合に御連絡させていただく目的でのみ、利用します。
- ・御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。